

第29号議案

品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立障害児者総合支援施設条例（平成30年品川区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ウ中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同号エ中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第2号ア中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号イ中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第4号ウ中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）児童福祉法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。